

地上テレビジョン放送の完全デジタル化後の新たな放送の実現に向けた法律案について

地上テレビジョン放送の完全デジタル化によって空くこととなるVHF帯の周波数の一部を活用した携帯端末向けの新しい放送（「移動受信用地上放送」）の早期実現を図るため、以下の事項を内容とする電波法及び放送法の一部改正法案を今国会に提出すべく、現在、政府内で最終調整中。

1 電波法の「開設計画の認定制度」の対象を「移動受信用地上放送」をする無線局にも拡大

現在、携帯電話の基地局など電気通信業務用の無線局について導入されている「開設計画の認定制度」(*)の対象範囲を、「移動受信用地上放送」をする無線局にも拡大する（電波法の改正）。

※「開設計画の認定制度」

携帯電話の基地局等の無線局（特定基地局）を開設しようとする者が自らその開設に関する計画（開設計画）を策定し、総務大臣の認定を受けることによって、その計画に沿って一定期間柔軟に無線局を開設できる制度。

2 放送法の「受託・委託制度」の対象を「移動受信用地上放送」にも拡大

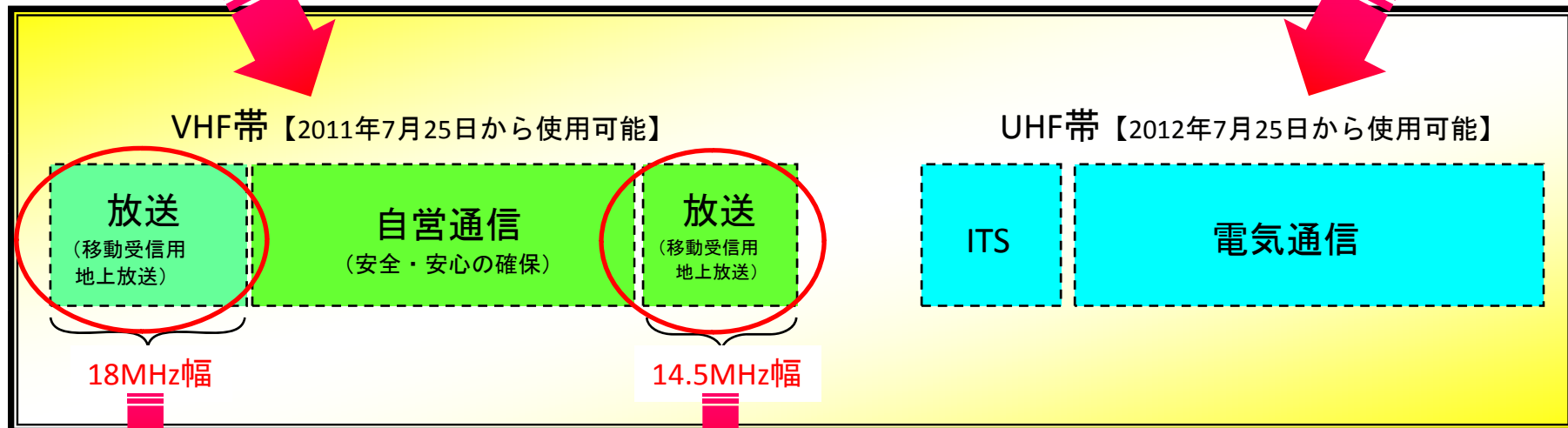
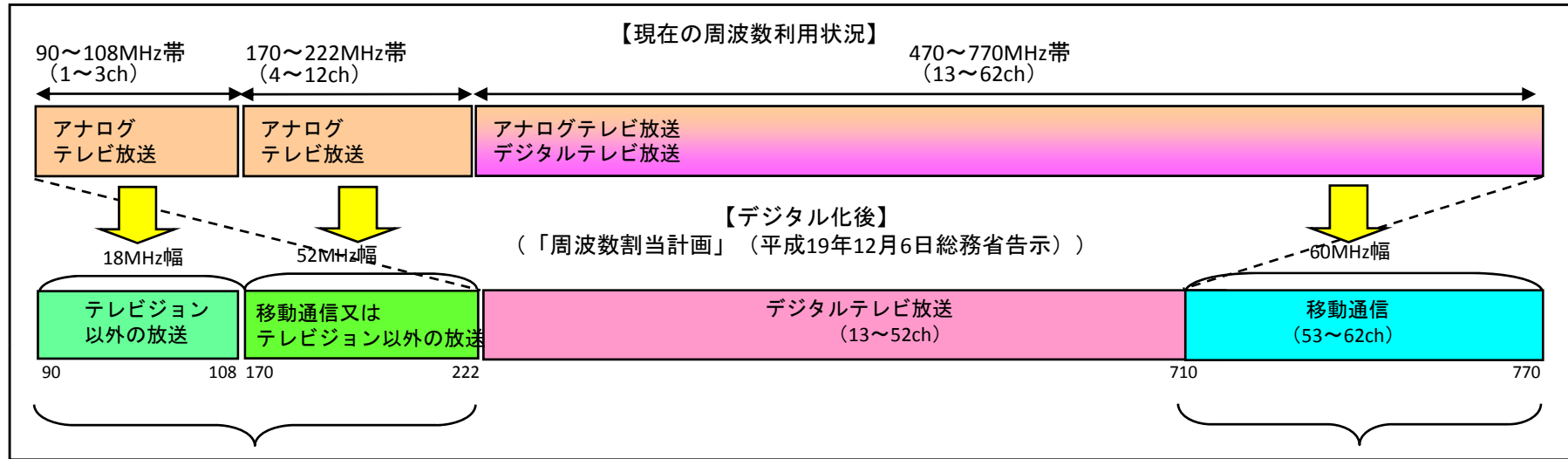
現在、衛星放送について導入されている「受託・委託制度」(*)の対象範囲を、「移動受信用地上放送」にも拡大する（放送法の改正）。

※「受託・委託制度」

電波法に基づく「免許」を受けた無線局の運用管理主体（受託放送事業者）と、放送法に基づく「認定」を受けた放送番組の編集主体（委託放送事業者）という異なる事業者の組合せにより放送を実現する制度。

デジタル移行完了後の空き周波数の有効利用について

(参考1)



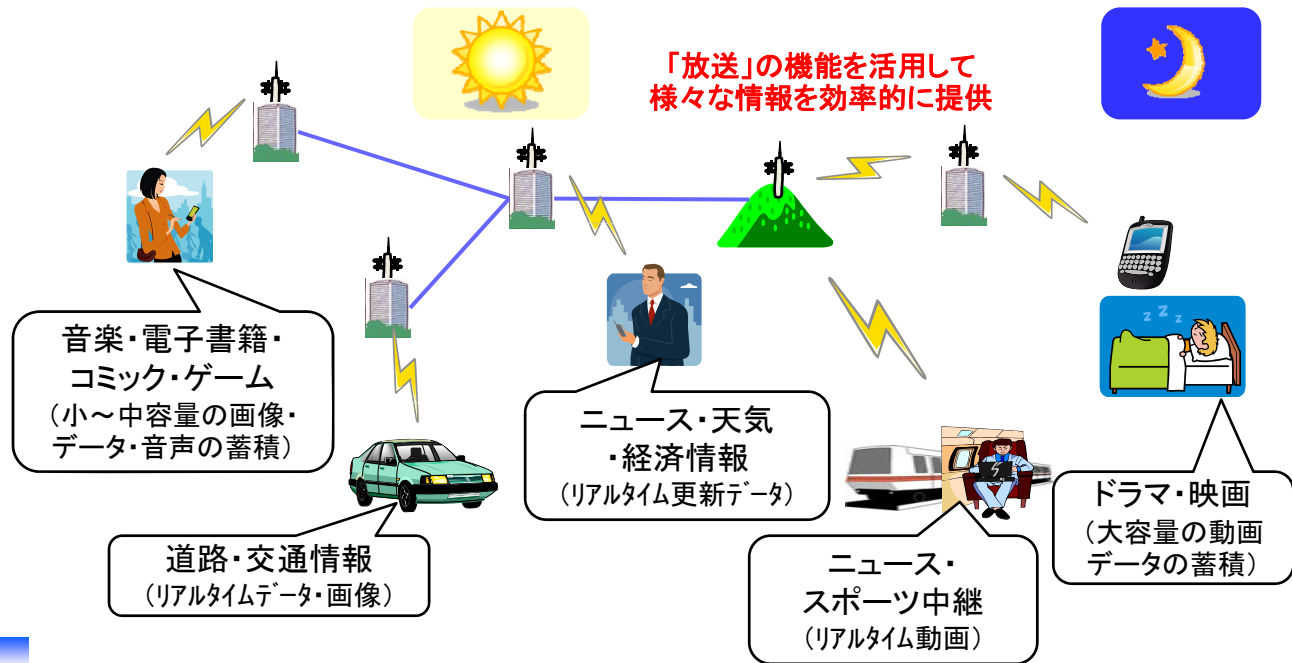
地方ブロック向け放送への
割当てを検討中

全国向け放送への
割当てを検討中

『「電波の有効利用のための技術的条件」のうち「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」に対する一部答申』(平成19年6月27日 情報通信審議会答申)を踏まえて作成

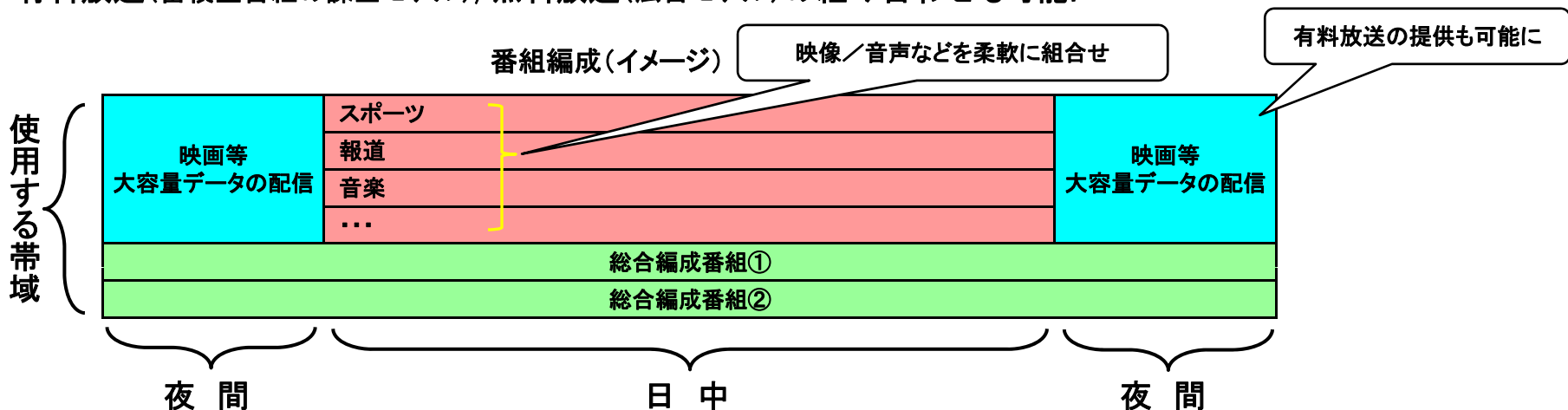
①受信端末のイメージ

- ・携帯電話端末
- ・モバイルパソコン
- ・カーナビ
- ・ゲーム機
- ・携帯音楽プレイヤー 等



②放送番組内容のイメージ

- ・時間帯やコンテンツの容量によって、画像/音声/データなど多様な情報の柔軟な組み合わせを可能に
- ・有料放送(蓄積型番組の課金モデル)/無料放送(広告モデル)の組み合わせも可能に



「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書における関連提言（参考3）

懇談会の概要

・開催期間 平成19年8月～平成20年7月（全14回）

・構成員

法律	[根岸 哲（座長） 甲南大学法科大学院教授（経済法）	技術	[伊東 晋 東京理科大学工学部教授（画像情報処理）
		山本 隆司 東京大学法学部教授（行政法）			鈴木 博 東京工業大学大学院教授（無線通信）
ビジネス	[秋池 玲子 ポストコンサルティンググループ パートナー & マネージング・ディレクター（企業再生）	経済・社会	[森川 博之 東京大学国際・産学共同研究センター教授（電子工学）
		生越 由美 東京理科大学大学院教授（知的財産）			金山 智子 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ 学部准教授（メディアリテラシー）
		北 俊一 野村総合研究所上級コンサルタント（情報通信）			黒川 和美（座長代理） 法政大学大学院政策創造研究科教授 （都市経済学）
		吉田 望 ノゾムドットネット代表（メディア）			

（敬称略）

関連する提言内容（抜粋）

第3章 周波数の割当て

3 新たな周波数割当て方法の検討

(1)「全国向け放送」の扱い

移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考として、国が、全国向け放送について求める条件、事項等を定めた無線局の開設の方針を定め、これに則した形で事業者が作成した計画を比較審査するという仕組みを導入することが考えられる。

(2)「地方ブロック向け放送」の扱い

国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。

第4章 制度の在り方

2 参入規律

(1)参入の枠組み（いわゆるハードとソフト）

ウ ハード・ソフト分離制度の導入

マルチメディア放送については、例えば、

・「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を1とすること、
等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。